

第1879回埼玉県教育委員会臨時会

- 1 日 時 令和2年3月30日(月) 午後5時開会
午後6時終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 小松教育長、上條教育長職務代理者、後藤委員、遠藤委員、石川委員、萩原副教育長、佐藤教育総務部長、渡邊県立学校部長、関口市町村支援部長、古垣教育総務部副部長、日吉県立学校部副部長、芋川県立学校部副部長、石井市町村支援部副部長、依田市町村支援部副部長、金子県立学校部参事兼市町村支援部参事、橋本教職員課長、青木県立学校人事課長、角坂県立学校人事課副課長兼主任管理主事、下野戸市町村支援部参事兼小中学校人事課長
岡部書記長、平野書記、中村書記、古澤書記、茅野書記、天宮書記
- 4 会議の主宰者 小松教育長
- 5 会 議
- (1) 議事
- 小松教育長が、第36号議案から第39号議案までの議案を一括して審議する動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、第36号議案から第39号議案までの議案を一括して審議することを決定
- 第36号議案 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について 上程
- 第37号議案 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について 上程
- 第38号議案 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則について 上程

第 39 号議案 令和元年改正条例附則第 5 項の規定による住居手当に関する規則
について 上程

橋本教職員課長 （提案理由、現行規則の内容、改正の内容及び施行期日等につ
いて説明）

遠藤委員 第 36 号議案の専門職大学の設置に伴う規定の整備についてですが、
今回の改正で、学歴免許等資格区分表に加える形になると思うのですが、これ
までは専門職大学を修了してこの規定を適用させるべき人はいなかったという
ことでしょうか。

橋本教職員課長 専門職大学につきましては、平成 31 年度に制度開始と同時に
開校した大学が、国際ファッション専門職大学、高知リハビリテーション専門
職大学の 2 校ございます。2 年制や 4 年制がございまして、その修了者に対し
て適用できるようにするため、今回の改正を行うものです。制度が開始して間
もないため、対象者はおりませんでした。

遠藤委員 分かりました。

- 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第 40 号議案 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
について 上程

青木県立学校人事課長 （提案理由、現行規則の内容、改正の内容及び施行期日
について説明）

後藤委員 教員を採用する際に、先生方にはこの規則をどのように周知している
のでしょうか。教員として採用された場合、規則を読む機会があるのか、ある
いは配布して読んでもらうようにしているなどしているのでしょうか。また、
今回の改正を理解してもらうために、今後どのように周知していくかについて
説明してください。

青木県立学校人事課長 これまでも、初任者研修等の機会を通じて周知を図って
おります。今回の規則改正の内容につきましては、校長会議等を通じて各学校
に伝達してまいります。また、研修の中にも盛り込んで周知できるようにして

いきたいと考えております。

後藤委員 規則改正があっても、恐らく多くの先生方が忙しく、それを読んで理解することはないように思います。制度を理解しやすい資料を作成することになることと思いますが、分かりやすいもので現場の先生方に伝達していったほしいと思います。

小松教育長 働き方改革の重要な部分ですので、しっかりと対応していきたいと思っております。

上條教育長職務代理者 今回の規則改正によって、これまで以上に勤務時間の管理が重要になってくることと思います。ＩＣカードの導入もあり、今後はそれを活用することになるのだと思います。普段は、校長による時間外勤務命令が行われて、先生方は業務に従事していると理解してよいのでしょうか。

青木県立学校人事課長 教材研究等も含めて、現状ではそのような形にはなっておりません。

上條教育長職務代理者 その場合、時間外勤務を管理するのは誰になるのでしょうか。時間数を所定の時間に収めていくためのスケジュール管理や業務量の管理は誰がするのでしょうか。

青木県立学校人事課長 これからは、ＩＣカードの活用により勤務時間のデータを把握することができますので、校長の責任の下、業務の見直しも含めて管理することになります。

上條教育長職務代理者 つまり、日常的に校長が管理し、それに基づいて一定の指示を出すことは必要になるはずですが、１か月を終えて、結果として所定の時間数を超えてしまったということでは意味がありません。日常の中で時間外勤務の状況を校長が把握し、管理しなければなりません。そういう認識でよいのでしょうか。

青木県立学校人事課長 データによる管理ができますので、校長が把握し、管理することになります。

萩原副教育長 教員と行政職員ではやや異なっている部分があり、教員の時間外勤務は限定４項目に限られています。仕組みとしては、校長が事前に時間外勤

務命令をして勤務をさせるということではなく、調整額の支給により、教員自身の判断で勤務していたということになります。その仕組み自体は変わりありませんので、管理職は、当然在校時間数を把握して削減するようなアプローチはしますが、行政職員のように時間外勤務命令を減らして時間数を削減するというではありません。その点についてはやや異なる部分がございます。

上條教育長職務代理者 時間外勤務手当を払わないからこそ時間外勤務の管理が難しいのだと思います。また、その中で働き方改革を実現していくことに難しさがあるのだと思います。したがって、時間外勤務手当が発生するのであれば100パーセント支払わなければなりませんので、当然のことながら管理は厳格に行われることになりすし、それに対して手当が発生します。教員の場合はそうではないので、時間だけを管理しなければならないという難しさがあります。働き方改革や教職員の健康管理、自己啓発の推進を考えていく限り、時間をどのように管理するかは、とても難しい話です。それぞれの教員に任せて自由に働かせてしまうようであれば、規則で何かを定めても余り意味がありません。したがって、管理すべき人がきちんと管理をして、定められた時間数を超えてしまった場合にどうするかを考えながら対応していく必要があると思います。それを明確にしておかなければ、数字を決めただけになってしまいます。教職員の採用に課題が生じているのは、教員の労働時間が長時間になっていることやブラックな職場であるなど、巷で言われているからという部分もあると思います。規定を定めた後の運用をしっかりと考えなければ意味がありませんので、運用についてはきちんと明確にすることが重要だと思います。それを明確にして、その方法を管理職がしっかりと教職員に周知していく必要があると思います。

遠藤委員 上條委員の発言に関連することで、印象として感じる部分があります。規則の第5条の4の第2項に記載された「児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合」という部分ですが、正にこうした「一時的又は突発的」という本質的な部分が明確でないと、運用をきちんとしない限り

どのようにも解釈できてしまいます。学校は突発的なことが起こりやすいという意味で、当然普通の職場と比べて難しい部分があるとは思いますが、時間管理をどのようにしていくかについて、どの学校でも共通したものとして定めておかなければ、実際の対応には支障が出てしまうと思います。

小松教育長 運用に関する通知は出しているのでしょうか。

青木県立学校人事課長 通知自体は発出しておりますが、各事案についてはそれぞれの校長が判断し、対応することになります。

遠藤委員 事情は分かりますが、言葉の使い方としてきちんとした共通認識を持つべきだと思います。

上條教育長職務代理者 学校現場の皆さんは、それぞれ一生懸命仕事をしており、日常的に時間外にも働いていることは多いと思います。一方で、学校訪問で職員室の状況を見させていただくと、かなり旧態依然とした状況が続いており、職場環境の効率化についてはかなり遅れているように感じます。私が高校生だった50年前と職員室の風景はそれほど変わっていません。今、50年前と同じオフィスで仕事をしている職場は学校以外どこにもありません。どこかで具体的な手立てを講じて、真剣に工夫を重ねていかなければ、なかなか厳しいのではないかと思います。今までどおり学校経営が継続することを前提としていると、規定を決めただけという状況に陥りがちですし、本来しなければならないことができなくなってしまうように思いますし、そうした危惧を感じます。さらに、校長先生の意識や指導力、効率化に対する取組姿勢などによって、学校差が出やすくなってしまいます。その点については、どう対応していくべきかよく検討してほしいと思います。好事例があれば、それをうまく横展開していくなどの対応も必要だと思います。本当に真剣に取り組まなければ、実効性のある改革にはならないと思いますので、その点については十分に認識した上で取り組んでほしいと思います。

石川委員 先ほど遠藤委員からも規則に関するお話がありましたが、規則第5条の4において、時間外在校時間の上限を設定しています。第3項において、「第2項に定めるもののほか、県立学校教育職員の業務量の適切な管理その他

県立学校教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、県教育委員会が別に定める。」と規定していますが、この教育委員会が別に定める事項については、具体的に何か既に決まっているものはあるのでしょうか。第1項と第2項では時間についての規定が明記されていますが、それ以外のことについて、実際にはどのようなことを別に定めるのでしょうか。あるいは、今後何かあったときのために、念のためこうした規定を置いたということでしょうか。

青木県立学校人事課長 別に定めるものとしたしましては、第3項に記載されております、「職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項」について別に定めることとなります。

小松教育長 規則の下に、個別に要綱を設けるなど何か既に対応していること、あるいは対応予定のものがあるのでしょうか。

角坂県立学校人事課副課長兼主任管理主事 時間を縮小するために教育委員会が講じるべき措置として、基本方針の策定をしております。また、面接指導や健康管理など、トータルケアの部分として位置付けております。

石川委員 今回改正予定の規則の下に、施策としてこういうことをするなどの規定を設けるという認識でよいのでしょうか。

小松教育長 既に策定した基本方針が、この第3項に当たるということでしょうか。

青木県立学校人事課長 先行して昨年の9月に基本方針を策定しております。今回の規則改正に伴い、こちらも見直し、位置付けにつきましてもしっかりと定めていきたいと思っております。

石川委員 今回の規則改正によって、基本方針の位置付けがはっきりするということでしょうか。

青木県立学校人事課長 そのとおりです。

角坂県立学校人事課副課長兼主任管理主事 国から出ている指針に基づき、条例で教育委員会が策を講じることとされております。規則で時間を設定し、規則の中で基本方針を定め、各教育委員会で策を講じていくこととなります。

萩原副教育長 基本方針は網羅的に記載されています。今回の規則改正は、その中でも、特に在校等時間について定義し、時間外在校等時間の上限を、上位の規則で位置付けるものがございます。特に重要な勤務時間については、より位置付けの重い規則で定めることとしております。それ以外の事項につきましては、基本方針の中で再整理をし、位置付けをしていきたいと考えております。

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

(2) 次回委員会の開催予定について

4月9日(木)午前10時

<非公開会議結果>

第41号議案 教職員の懲戒処分について

非違行為を行った西部地区の公立中学校の男性教諭(28歳)に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。